

2 物流の効率化

(1) 物流総合効率化計画の認定

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」は、流通業務（輸送、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定や支援措置等を定めた法律である。

昨今の物流分野における労働力不足や、荷主や消費者ニーズの高度化・多様化に対応するため、平成28年10月に同法が改正され、法目的に「流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあること」への対応を図る旨が追加されるとともに、二以上の者が事業を連携して行うことを前提に多用な取り組みへと対象を拡大した。

平成28年度は、改正法に基づき、1件（全国19件）の認定を行った。

(2) モーダルシフト等推進事業

平成23年度に創設された「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」により、荷主企業、貨物運送事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等の推進を図る取り組みを支援している。平成28年度は、支援事例はなかった。

(3) グリーン物流等に係る普及・啓発

関西グリーン物流パートナーシップ会議（事務局：神戸運輸監理部、近畿運輸局、近畿経済産業局）の取り組みとして、物流の分野における環境負荷軽減に向けた取り組みを推進し、広く啓蒙することを目的とした「グリーン物流セミナー（鉄道版）」を平成28年9月21日に、「同（海上版）」を平成28年11月16日に開催するとともに、物流の総合的・一体的推進に向け、関係者により理解を深めていただくことを目的とした「物流講演会」を平成29年2月9日に開催した。

(4) 物流分野におけるエネルギー使用の合理化

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」により、特定輸送事業者に指定された一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者には、毎年省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書を提出することが義務づけられ、管内で指定を受けた特定輸送事業者（内航海運事業者3社）から、これらの中長期計画及び定期報告の提出を受けている。

(5) 物流に係る交通環境教育プログラム

次世代において環境問題解決の担い手となる若い人材に、物流分野における環境問題等について関心を持ってもらうことを目的として、神戸大学大学院海事科学研究科と連携し、物流の効率化や環境負荷などについて考える「交通環境教育プログラム」を、平成24年度より実施

している。

平成28年度は12月17日に神戸大学の学生14名の参加を得て開催し、午前に味の素物流（株）の講演「味の素㈱・味の素物流㈱が挑む物流改革」を受け、午後は「物流分野における労働力不足解消と環境負荷低減の推進を目指して」をテーマに、ワークショップで学生自身が物流ネットワークの改善について検討を行った。

また、平成29年1月13日に、学生19名の参加を得て、GLP鳴尾浜において施設見学を行った。

(6) 交通環境教室

次世代の環境問題を担う子供たちに、公共交通が人や社会、環境にやさしい乗り物であることを理解してもらい、自発的に人や環境にやさしい行動を選択できる人材を育て、さらには公共交通の利用促進につなげることを目的に「交通環境教室」を実施している。

平成28年度は、神戸市内の中学校と保育園において、「バリアフリー教室」の実施時に「環境要素」を盛り込む形で、2回実施した。